

# 『東三河後見センター』会報 第45号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

平成30年 9月25日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

## 認定NPO法人への寄付（賛助会費納入を含む）は市民参加の方法の一つ

### 法人後見の長所

東三河後見センターは法人後見を実施するNPO法人です。最近、改めて法人後見の長所を実感する出来事が相次ぎました。いくつか紹介します。

① 40歳代、軽度の知的障がい者の保佐人に個人で選任されていた方が重病で入院。保佐人の職務が果たせなくなり、裁判所から当法人に問合わせがあり、保佐人を引き継ぎました。それでも保佐人の空白期間が1カ月程度発生し、被保佐人の生活がおびやかされました。もし当法人が保佐人であったら、事務担当者の急病・入院後ただちに新たな事務担当者を任命することにより、空白時間をもっと少なくすることができた筈です。②被保佐人所有の広大な農地の賃貸借契約を結んだところ、周辺の人々と借主との間でトラブルが発生し、双方から貸主の保佐人に対して責任を迫及する事態が発生しました。難しい問題が発生するたびに、法人内で議論したり顧問の弁護士に相談して知恵をお借りして対処しました。これも個人で選任されていたら、双方からの圧力で保佐人がつぶされかねない状況でした。顧問の弁護士を含め、色々な人に相談できるのも法人の長所でしょう。③最近土地の売却や空き家、あるいは相続など、難しい処理を必要とする案件が増えています。11年も法人後見の受任事業を行なっているので、法人内外に福祉や医療だけでなく、不動産売買や相続に詳しい人など、さまざまな知識・経験をもつ人が集まっています。一人ではどこから手をつけてよいかわからないような難しい課題もこのネットワークを生かして相談することにより解決の道筋が見えてくることが多く、やはり法人後見はすごいと感心します。

上記の参考例のように、法人後見（保佐、補助を含む）は専門職の個人選任にはない長所をたくさんもっています。当法人を立ち上げた頃には、「法人後見は顔が見えないのが欠点」とよく言われましたが、事務担当者を1人任命して、継続して1人の人に関わることにより、その心配は杞憂に終わりました。

### 多様な市民参加の形の一つが寄付（賛助会費を含む）

当法人は「市民参加の法人後見」をめざして、11年間に及ぶ先駆的な実践を積みあげてきました。市民参加の形には、第一に、一般市民が市民後見人養成講座を受講し修了したうえで、市民後見人候補者名簿に登録し、市民後見人として活動するという流れがあり、多くの方に参加していただいています。こうした形の市民参加実践の大前提はやはり法人の継続です。当法人の隠れた難しい課題が法人経営なのです。この課題にも市民参加をしやすくしたのが、認定NPO法人の認定を受け、賛助会費納入者と寄付者が税制上優遇されるようにしたことです。

### ぜひ3000円の寄付を

認定NPO認定後すでに9年になり、今年度が2回目の更新の最後の年です。更新のためにはあと70人くらいの人に寄付（賛助会費の納入も可）していただかねばなりません。（5年間で500人の寄付者が必要なのです）正会員の方は3000円の寄付を追加していただけないでしょうか。また、当法人の活動にご賛同いただける方には3000円の寄付を、伏してお願い申し上げる次第です。

（代表理事 長谷川卓也）

## 自治体訪問記

平成 30 年 8 月 10 日の東三河広域連合介護保険課をはじめに、8 月 31 日までの期間で豊橋市、豊川市、新城市、蒲郡市、田原市、東栄町へ長谷川代表と、工藤、蒲郡市については市民後見人の三浦さん（本会報 会員紹介者）に同行いただき訪問してきました。

訪問内容は、成年後見制度利用促進計画が国により策定され、成年後見制度が必要な方は誰でも、どこでも利用でき、本人がメリットを感じられるように運用していくという姿勢が示される中、自治体においてもそれに基づいた計画を立てるよう（努力義務ですが・・・）求められています。こうした状況から、今後、5 市にある成年後見（支援）センターの役割と機能はますます重要となり、それらの地域を活動地域としている当法人も市町村及び成年後見（支援）センターと協働できるよう、東三河地域における緩やかで重層的なネットワークが構築できないか提案し、権利擁護支援ができる人材（市民後見人等）の育成と活用について情報交換、意見交流をしてきました。

それぞれの訪問先での課題や状況及び提案がありましたのでいくつかご紹介します。

○豊川市で実施した市民後見人養成講座が他の自治体でも実施できるよう、実施主体地の持ち回り、場所を変えながら実施できたらどうか。○市民後見人の養成、活用は広域でできることが望ましい。○家族信託について研究が必要。○「よりそいサポーター」を独自に養成し、支援者として活用しはじめています。現在 8 名登録。○市民後見人の養成、活用については政策として取りまとめる必要性は感じている。○国の利用促進計画のハードルが高い。（条例制定を前提としている。）実務をとおしながら政策を定めて、実務から条例化に進めたい。他市の動向も見定めながら社協センターの機能を広げていきたい。○権利擁護支援は、高齢者に限らず、障がい者や未成年者へも必要な支援であるが、行政の縦割りのしくみが壁となっているように感じる。○いわゆる「8050問題」が顕在化されつつある。権利擁護支援が必要になるのは時間の問題という住民もいる。

さまざまなご意見、提案をいただきました。訪問の日程調整等ありがとうございました。

（文責 事務局長 工藤 明人）

## 認定 NPO の更新迫る!!

内閣府 NPO ホームページによれば、平成 30 年 7 月末日現在、NPO 法人の認証数は全国で 51,768 法人、そのうち認定 NPO 法人は、1,024 法人となっています。愛知県（名古屋市も含む）の認定 NPO 法人の現在数は 46 法人となっています。当法人もこの 46 法人の一つであり、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日の期間、認定 NPO として認定されています。

引き続き認定 NPO として活動できるように、会員のみなさまのご協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

### 認定特定非営利活動法人制度(認定 NPO 法人制度)の概要

認定特定非営利活動法人制度(認定 NPO 法人制度)は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。

以前は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成 23 年法改正により平成 24 年 4 月 1 日から所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設されました。また同時に、スタートアップ支援のため、設立後 5 年以内の NPO 法人を対象とする、仮認定 NPO 法人制度も導入されました。なお、平成 28 年法改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、仮認定 NPO 法人は特例認定 NPO 法人という名称に改められています。

## 認定 NPO 法人への寄付者に対する税制上の優遇措置

**個人が認定 NPO 法人に寄付をすると**、所得税（国税）の計算において、「寄付金控除（所得控除）」の適用を受けるか、「寄付金特別控除（税額控除）」の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。国税と地方税あわせて、寄付金額の最大 50%が税額から控除されます。

① 所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）

⇒ (寄付金額 - 2,000 円) × 40%

② 住民税の控除額（都道府県と市町村双方が指定した場合）⇒ (寄付金額 - 2,000 円) × 10%

**法人が認定 NPO 法人に寄附をすると**、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められています。



■これらの「寄付金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に、寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書に、当法人が発行した受領書を添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

## 認定等の基準について

認定 NPO 法人になるための一定の要件とは次の基準のことでです。

1. パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること（仮認定は除きます）
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

尚、1.～8.の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません。

## パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準とは？

パブリック・サポート・テスト (PST) とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PST の判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます

当法人は、前回の判定期間である平成 24、25 年度の間、**絶対値基準である「実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数が、年平均 100 人以上であること」**を満たしました。今回この認定を維持するためには、前回と同じように、**平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日の各事業年度中に平均 100 名以上の方から 3,000 円以上の寄付が必要となります。(賛助会員年会費も寄付とみなされます。)**この会報に「会費納入のお願い」「正会員の皆さまへ寄付金ご協力のおお願い」と振込用紙を同封させていただいています。ご協力をお願いします。

(参考 <https://www.npo-homepage.go.jp/>)

(文責 事務局長 工藤 明人)

## ケースファイル 21

### 東京ドーム野球観戦に行きました

40歳代のY男さんは、療育手帳判定区分B、グループホームから徒歩・電車通勤で一般就労。H21年7月から被補助人です。以前は健康に少々し難かったが、今は病気とは縁遠く夏の猛暑もなんのその毎日元気に仕事に励んでいる。スポーツ観戦が大好きで、その歴史や個々のアスリート経歴に詳しく、それを話す時はニコニコ顔。特に野球への思いは半端でない。6年前、米国大リーグ観戦に行った程です。今回は東京ドームへ巨人-広島戦の巨人応援に行った訳です。観戦後の訪問で、普段は口数少なく表情もあまり豊かでないYさんが、一言「楽しかった！」。至福の時間を過ごしたことが伝わってきた。その感動を再びと、同行ヘルパーAさんとホーム世話人Nさんを変え、旅行の詳細を聞く機会を設けた。途中からホームの仲間数人も輪に加わり、脱線はあったものの同調あり笑いありで時の経つのを忘れ大変盛り上がった。

(以下Yさんの心の中に入り込み、Yさんになり代って作文します。)

7月6日、明日はいよいよ東京ドームだ。

巨人先発はエース菅野だといいなあと思いながら遠足前夜の小学生気分であら夢路についた。翌朝、Aさんの車で最寄駅へ。そして飯田線で豊橋へ。新幹線ホームは、人・ひと・ヒトでいっぱい。しまった！今日は土曜日、行楽日だ。ひかり号の自由・指定席は満席である。幸先悪いなあと思いつつ通路に立ったままで東京駅に滑り込み。戦の前の腹ごしらえと“ガスト”で朝食。それからドーム徒歩10分のホテルにチェックイン。今日はナイターである。開門を待ちながらドーム外の売店でジャイアンツのユニフォームと帽子を買って即着用。ちょっと高かったけど、こういう時は値段を気にせずに買うのが私だ。メガホンも買った。これで応援準備完了。午後4時の開門と同時に内野の予約席へGO！Gファンは、1塁側スタンドだ。ええっ？此処って内野席？外野ポールの近くだよ。そんな些細なことはどう



でもいい。声援は選手に届くはずだ。ラッキーにも今日はジャイアンツデーで席にチームカラーのオレンジタオルが置いてある。バックネット裏からここまでオレンジ色で壮観である。前祝いとAさんとビールで乾杯！「投手内海」ウグイス嬢の声に、おおっ！今日は勝ちにいている。応援にも気合が入るぞ。しかし、内海の調子はいま一つ。3回までは無失点だったが4回、5回表に各1失点し降板。その後3投手の継投も空しく、結局2-5で広島の勝ち。試合中、弁当を味わう暇もなく応援したけど残念！今年の広島は“一強”状態だ。試合前、巨人が勝ったら祝勝会、負けたらホテル直行と決めていたけど、負けを明日に引きずらないように居酒屋で軽く一杯の残念会。そしてホテルへ。男二人のツイン部屋は色気なし、明日はデーゲーム。勝利を信じて早々に「おやすみなさ〜い。」

翌日の朝食はビュッヘ式の食べ放題。この時とばかり昼飯分までしっかり食べ、ドリンクも数杯飲んだ。数人分平らげホテルの方、ドーム（ダ洒落です）すみません。早々にチェックアウトし、リベンジ戦へとドームにいざ出陣。デーゲームの開門は12時。当然、1塁側だ。先発今村とのアナウンス。静かなスタートが3回裏に岡本のホームランなど5点のビックイニング。今日は勝利間違いなし！この流れをキープしようと、売り子のお姉さんに「ビール2杯ね！（飲む雰囲気が好きでたしなむ程度、晩酌はしません。念のため）」。6-2巨人リードと勝っている時のビールはまた格別。超ご機嫌である。6回から3投手を投入し、9回は抑えの切札Sマシソンと勝利の方程式。が

っ、ピリッとしない。2点取られヒヤヒヤ。何とか6-4で逃げ切り成功。バンザ〜イ！勝利に酔いながら新幹線に乗れるぞ。ウキウキ気分で一人トイレに行ったのがマズかった。家路に急ぐ人の流れは出口方向だけ、Aさんのいる元の席に戻れない。結局流れに逆らえず、濁流に紛れて外に押し出されてしまった。再入場は不可。携帯もなく途方に暮れトボトボ歩いていたら、今日入場した20番ゲート入口に着いた。ここに居ればAさんはきっと来ると信じ、待つこと十数分（長かったなあ）。Aさんの顔が現れた時は、「これで帰れるっ〜。」新幹線の中では2試合を振り返りながら、東京駅で買った駅弁をパクついた。Aさん2日間同行してくれ“ありがとう！”

帰宅時間が遅いけど明日は仕事。遊んだ翌日後の出勤は少々辛いが、ここが肝心なところ、以前の私ではない。仕事モードにスイッチON。旅行予算は少しオーバーしたけど、普段儉約の私は、こういう時にこそド〜ンと使うんだ。太っ腹？（どういう訳かホーム仲間から「番長！」と呼ばれる）私はもの静かで温厚な人なんですが・・・。

旅行も好きです。来秋は熱海、再来年は富士五湖へ一泊旅行を計画中。さらに2022年は、再度大リーグ観戦を熱望。また、東南アジア、ヨーロッパ、オセアニア、ブラジル、アフリカ etc. と行きたいところがいっぱい。年1度程度の旅行は、モチベーション維持には必要ですよ。健康で一生懸命に働き、無駄遣いはしません。貯金残高増加中。英語が喋れて海外同行可能な支援者を募集中。宜しく願いしま〜す。  
(文責 市民後見人 古川 伸 )

## ケースファイル22 被保佐人の希望する原爆資料館見学の実施

私が担当している被保佐人のTさん（男性・50歳代）が、今年の3月、突然、広島原爆記念館に見学に行きたいと希望を私に告げた。

それまでのTさんは、身寄りがなく、グループホームで生活し、そこから仕事に出かけている。電車で通勤しているが、とてもいやなことがあると言う、それは、女性がそばに来るからで席を男女別々にしてほしいと常々言っている。また、将来の生活に困ることがあるかも知れないからと言って、着るものも注意をしないと、袖の擦り切れた冬物を夏に着ていることがある。どこかに出かけたと言うことも今までなかった。無駄な買物などもしない節約家でもあり、こだわりをもっていた。



(原爆資料館にて 展示パネルを見入っています。奥に原爆ドームが写っています。)

なんとか実現させたいと思い、グループホームの担当者とも相談して、了解をもらい、協力の依頼をし、計画を立てた。広島ファンということも聞いていたので、その観戦も兼ねて6月28日、29日の一泊二日の日程にした。その計画は、予算と共に、事前に家庭裁判所にも上申書を上げて、了解を得て実施した。

当日は、グループホームへ迎えに行き、豊橋駅から新幹線で広島まで。新幹線は久しぶりに乗るということでとても喜んだ。原爆資料館では、熱心に見学していた。「よく分かった」といっていたので、何が分かったかと質問したが、返事はなかった。でも、本人が理解したのでいいのかも知れない。ナイター見学は、グッズを買いたいというので記念になるものを手に入れた。試合の途中の9時には帰りたいというのでそれに従い、試合は、ホテルのテレビで相手が巨人であったが、広島が勝ったことを見た。

夜のホテルは、本人の希望で別々に部屋を取ったが、なにか予測できない自体が起きたら対応できないのではと、心配した。ドアの開閉、洗面所、トイレの使用法など説明し、何かあったら連絡

をと。しかし、結果は、特に問題はなかったが入浴はやめたようだ。

被保佐人の性格から、「ここをいくと駅に行くからね」、「ここは車が通るから歩道を行こうね」など声を早めにかけてたが、本人から「そんなに言うと、あたまが真っ白になるから言わないで」としかられた。難しいと反省した。

Ｔさんも初めての経験をしたと思うが、私も沢山の経験をさせてもらい、勉強になりました。

いろいろな人の協力をいただいた。特にグループホームの世話人の方々には、着替え、薬、交通費などの準備とたくさんの面倒を見ていただいた。感謝したい。

(文責 市民後見人 高柳大太郎 )

## 会員紹介

三浦 正博

私は、昭和55年4月に地元の市役所に入所し、平成29年3月に退職するまでの37年間を地方公務員生活一筋に送らせていただき様々な部署を経験してまいりました。結果として障がい者福祉に7年間、最後の5年間は、高齢者福祉に配属となり都合12年間は福祉畑で過ごしました。少子高齢化がますます進展するなかで、とりわけ高齢者や障がい者に生きづらさがあることを在職中色々な場面で実感してきました。

そんな訳で何とかこれまでの経験を生かし少しでも地域貢献、社会貢献をしたいものだ、できないものかとつくづく思いを馳せてきました。このような状況で組織からのしがらみを離れ、退職時のビジョンを考え在職最後の年に東三河後見センターが主催する「市民後見人養成講座」を受講することを思い立ちました。

また退職後には地元の民生児童委員を拝命、地元社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の生活支援員に着任等と環境的には自分の目指すところのスタートを切ることができたのかなと思っているところです。

会員となり2年目に2人の高齢者さんを担当させていただいておりますが、すべてが福祉分野での実地勉強であり、後見事務を通じて権利擁護や成年後見制度は、今後ますます重要な位置を占めてくるものと思います。私としては市民後見人として被後見人さんの自立支援や個人を尊重させて頂きながら、自身の意識向上や社会参加にもつなげていきたいと思っておる所存であります。

毎週火曜日の定例ミーティングでは、長谷川代表を初めとする先輩方々からの的確なアドバイスを受け、意見交換にも参加させていただき、とても有意義で貴重な勉強をさせていただいております。まだまだ若輩者ではございますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 東三河後見センターの今後の予定(9月~12月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20頃より2時間弱  
場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室



9月28日 成年後見制度利用促進座談会 13:30~15:00 特別養護老人ホーム千両荘 集会室

10月9日 事務局会議 13:30~ 事務所内

11月6日 事務局会議 13:30~ 事務所内

11月9日 理事会 19:00~ 豊川商工会議所3階

12月11日事務局会議 13:30~ 事務所内



※12月29日~1月4日は冬期休暇となります。ただし電話対応はいたします。

※成年後見フォーラム・成年後見学習会を年度内に実施予定!

## 平成30年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成30年9月18日現在)

### 正会員費納入者（敬称略）52名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・坂柳ゆかり
- ・杉山智子・西川邦輔・田中義人・藤堂三男・藤田慎・中島由恵・山本達也・田中幸一
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・今泉博充・佐藤美子・倉本秀子
- ・石原香・加藤啓子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・池田進・足立和男・工藤明人・高森陽一郎・飯星睦生・花田玲子

### 賛助会員費納入者（敬称略）57名

- ・北村隆信・金澤富雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・寺田順子・磯村隆樹・室井啓恵
- ・小川祐子・山本幸恵・夏目みゆき・山田奈穂・伊藤文則・加藤明代・津田句子・伊与田千鶴子
- ・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子・吉本京子・藤倉陽子・樋口茅子・足木充邦
- ・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・白井誠子・清水恵子・岡本由紀子・中村八重子
- ・河合康隆・大林充始・藤田裕子・水野登代子・長谷川泰子・多々内崇文・北沢悦子・古川伸
- ・西田初美・彦坂ケサエ・彦坂敏・佐宗健二・勝見康夫・横山政子・加藤正則・中野正二
- ・渡邊勝弘・工藤栄・新村知宏・齋藤啓治・成瀬明子・内藤加代子・松下啓子・朝倉保・榊原佳代

### 法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

### 法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）5法人

- ・フレンドリーハート・豊川市知的障害者育成会・蒲郡市社会福祉協議会・(有)マンボウ
- ・むつみ会

### 寄付者（敬称略）32名

- ・峯田貞三・福住幸子・荻邦子・小川祐子・北村隆信・中村成人・田中義人・山本範正
- ・中島由恵・岡本守・村川賢一・山本達也・足立和男・石原香・石原紀久代・丸山智子・杉山智子
- ・岡本由紀子・秋田誠二・二村良子・小林由夏・佐藤美子・鈴木光子・佐藤てつ子・近藤芳江
- ・北沢伊・齋藤歯科医院・小林修・鈴木美穂・定保泰子・夏目滋・鈴木幸子

## 豊川市市民協働推進事業補助事業の実施について

＝成年後見制度利用促進座談会＝

日時 平成30年9月28日（金） 13:00～14:30

会場 特別養護老人ホーム 千両荘 集会室（愛知県豊川市千両町大堀63番地）

—主な内容—

成年後見制度利用促進計画に基づいて、国や県が本制度の活用について議論し、市町村レベルでの計画の策定や利用者へのメリットを重視した取り組みを進めているところです。座談会では、実際の実施機関、被後見人等を受け入れている施設機関や医療機関が（10名程度）集まり、それぞれの立場から見える成年後見制度の課題や今後必要なことについて話し合いたいと思います。話し合った内容を深めるためのフォーラムを11月か12月頃に実施し、12月から2月頃に市民後見人フォローアップ講座（学習会）を企画・実施できたらと考えています。

# 認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

## ☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 30 年 9 月 18 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 30 年 3 月 31 日現在	51	17	13	1 (保佐)	82
受任者数 (平成 30 年 4 月～)	7 (+1)	4	2 (-1)	0	13
終了 (平成 30 年 4 月～)	4	1	0	0	5
平成 30 年 9 月 18 日現在受任	55	20	14	1	90

※補助類型から後見類型への類型変更が 1 名 (表中、後見類型 (+1)、補助類型 (-1) で表記。)

## ★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	23名	5名	2名	6名	0名	0名	0名	36名
知的障がい者	18名	4名	5名	2名	1名	14名	2 (岡崎市)	46名
精神障がい者	4名	0名	2名	0名	0名	1名	1 (名古屋市)	8名
合計	45名	9名	9名	8名	1名	15名	3名	90名

## ☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12名	2名	1名	15名
知的障がい者	17名	6名	4名	27名
精神障がい者	0名	1名	0名	1名
合計	29名	9名	5名	43名

市民後見人 24 名の方が上記表の 43 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

## 認定 NPO の取得をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 18 日現在)

正会員費納入者： 52 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 62 人

(法人賛助会員 5 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 32 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウント  
しています。)

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

**編集後記** あの猛暑の日々はどこへやら。巨大台風による風雨・水災や、北海道での震災、ゲリラ豪雨等、自然の脅威に翻弄されつつも、すっかり秋めいてきました。季節は巡り、時は着実に進んでいるのですね。

今回の会報では、ケースファイルとして 2 ケース紹介しました。いずれもご本人たちの希望、意向を市民後見人の方が丁寧に汲み取りながら対応した様子が伺えました。本人を中心とした支援はこうした地道で着実な関わりのなかから生まれるように思います。

季節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)